

NPO法人 消費者支援ネットくまもと 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人消費者支援ネットくまもとという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を熊本県熊本市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、消費者の権利確立のため、消費者に対して各種消費者被害の調査、情報提供、救済活動等を行い、また他の消費者団体・関係諸機関と連携を図ることにより充実した消費者政策の実現を目指し、消費者の人権擁護及び社会教育の推進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 消費者の保護を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(活動に係る事業の種類)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 各種消費者問題の調査、研究、救済及び支援事業
- (2) 各種消費者問題に関する社会制度の改善への提言事業
- (3) 各種消費者問題の啓発に関する講演会、講座、研究発表会等の企画及び運営事業
- (4) 各種消費者問題に関する出版、広報及び情報提供事業
- (5) 消費者団体及び関係諸機関とのネットワーク事業
- (6) 各種消費者被害の拡大防止のために不当な約款、不当な勧誘行為等の是正をすすめる事業
- (7) 前号の事業の遂行のために差止請求権の行使に関する事業ならびにその行使に必要な情報の収集・提供を行なう事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）における社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して積極的に運営に参画するために入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して援助を行うために入会した個人及び団体
- 2 前項にかかわらず、必要により理事会においてその他の会員の種別並びに会費を定めることができる。

(入会)

第7条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、会員の別を記載した所定の入会申込書を理事長に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 理事長は正当な理由がないかぎり、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、入会を認めない場合には、その者の申し入れにより、その理由を明示するものとする。

(会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会及び会員資格の喪失)

第9条 会員は、退会の意を記載した書面を理事長に提出して任意に退会することができる。

- 2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは資格を喪失する。
 - (1) 退会届を提出したとき。
 - (2) 死亡したとき、団体にあつては解散したとき。
 - (3) 会員が正当な理由なく会費を1年以上滞納し、相当の期間を定めて催告してもなお納入しないとき。
 - (4) 除名されたとき。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、議決に先立ってその会員に弁明の機会を与えたうえ、理事会において、出席した理事の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の目的に反する行為をしたとき。
- (3) この法人の名誉もしくは秩序を著しく害し、又は公序良俗に反する行為をしたとき。

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第11条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上15人以内
- (2) 監事 1人以上3人以内

- 2 理事のうち、1人を理事長とし、1人以上3人以内の副理事長を置く。

(役員の選任)

第12条 理事及び監事は、総会において正会員（団体にあってはその代表者）の中から選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 役員のうちには、法第20条各号、消費者契約法第13条第5項第6号に該当する者が含まれてはならない。
- 6 理事の数のうちに占める特定の事業者（消費者契約法第13条第3項第2号に当たる事業者を除き、当該事業者との間に発行済株式の総数の2分の1以上の株式の数を保有する関係その他の消費者契約法施行規則で定める特別の関係のある者を含む。）の関係者（当該事業者及びその役員又は職員である者その他の消費者契約法施行規則で定める者をいう。）の数の割合が3分の1を超えてはならない。
- 7 理事の数のうちに占める同一の業種（消費者契約法第13条第3項第2号に当たる事業者を除き、消費者契約法施行規則で定める事業の区分をいう。）に属する事業を行う事業者の関係者の数の割合が2分の1を超えてはならない。

(理事の職務)

- 第13条 理事長及び副理事長は、この法人を代表し、その他の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 2 理事長は、この法人の業務を統括する。
 - 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
 - 4 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定め、並びに理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

(監事の職務)

第14条 監事は次の職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に個別に意見を述べ、必

要により理事会の招集を求めること。

(役員の任期)

第15条 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期が満了する年度に開催される定時総会がそれ以前であるときは、その定時総会の日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。ただし、総会において、役員数を減じるとともに、後任者を選任しないとの決議を行った場合は、この限りではない。

5 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の兼職の通知と職務の禁止)

第16条 役員は、事業者および事業者団体の役員または職員である場合、または過去2年間に事業者および事業者団体の役員または職員であった場合、もしくは新たに事業者および事業者団体の役員または職員となる場合、その事業者および事業者団体の名称ならびに役職名を、理事会に届け出なければならない。

2 この法人が差止請求関係業務を行う場合、その対象となる事業者及び事業者団体と前項の関係にある役員は、当該差止請求関係業務に関する職務を行うことができない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、議決に先立ってその役員に弁明の機会を与えたうえで、総会において3分の2以上の決議にもとづいて解任することができる。

(1) 職務の執行に堪えられない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があると認められるとき。

(3) その他役員として相応しくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内につき、総会の決議によりその報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務執行に要した費用を弁償することができる。

第4章 総会

(総会の構成と種別)

第19条 総会は、この法人の最高の意思決定機関であって、正会員をもって構成し、法における

社員総会とする。

- 2 正会員以外の他の会員は、総会に出席し意見を述べることができる。
- 3 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

(総会の権能)

第20条 総会は、法及び定款で定める他の事項のほか、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算の決定及び変更
- (5) 事業報告及び活動決算の承認
- (6) 役員の選任及び解任、職務及び報酬
- (7) 理事会から付託された事項
- (8) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第21条 定時総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4号の規定により監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第22条 総会は、前条第2項第3号によって監事が招集する場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも7日前までに会員に対して通知を発送しなければならない。

(総会の議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第24条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第25条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会における書面表決等)

第26条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、総会に参加し、表決することができる。
- 4 前2項の規定により表決した正会員は、第24条、第25条第1項、第27条第1項第2号及び第40条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第27条 総会の議事については、議長において、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 開催日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者、電磁的方法による表決者、若しくはオンライン会議システムによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、それぞれその数を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した正会員の中から総会で選任した議事録署名人2人以上が、署名押印をしなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意志表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名及び名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 理事会

(理事会の構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 差止請求関係業務の執行に係る事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第29条 理事会は、毎事業年度3回以上、理事長が招集して開催する。

- 2 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき、及び第14条第5号により監事から請求があったときは、理事長はすみやかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事長が理事会を招集するときは、会議に付議すべき事項並びに会議の日時及び場所を示して、開催日の3日前までに書面又は電子メールをもって通知しなければならない。ただし全理事の同意があるときはこの手続きを経ずして開催することができる。

(理事会の議事)

第30条 理事会の議長は、理事長又はその指名する理事がこれにあたる。

- 2 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 3 理事会の議事は、この定款に別段の定めがあるときを除くほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 差止請求関係業務の執行に係る事項の決定は、前項の規定に関わらず、理事の過半数によって決定する。

(表決権等)

第31条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって、理事会に参加し、表決することができる。
- 4 前2項の規定により表決した理事は、第30条第2項及び同条第3項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の審議及び議決について、特別の利害関係を有する理事は、その審議及び議決に加わることができない。
- 6 審議及び議決の内容が、特定の事業者等に対する差止請求関係業務その他一定の行動を決議するものであるときは、当該事業者等の役員及び使用者並びに当該事業者等と取引関係を有する者は、前項に定める特別の利害関係を有するものとみなす。

(理事会の議事録)

第32条 理事会の議事については、理事長の指名する理事又は事務局員において、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 開催日時及び場所
 - (2) 出席者数及び出席者氏名（書面表決者、電磁的方法による表決者又はオンライン会議システムによる表決者がある場合にあつては、それぞれその数を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 理事会の議事録には、議長及びその会議に出席した理事から選任された議事録署名人1名以上がこれに署名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

（資産の構成）

第33条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 財産から生じる収益
- (6) 消費者契約法第28条第5項に定められた積立金
- (7) その他の収益

（資産の管理等）

第34条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 この法人の経理においては、次に掲げる業務に係る経理をそれぞれ区分しなければならない。

- (1) 差止請求関係業務
- (2) 不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動に係る業務（前号に掲げる業務を除く。）
- (3) 前2号に掲げる業務以外の業務

3 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

4 前条6号に定める資産は、差止請求関係業務に要する費用にあてる。

（事業計画及び予算）

第35条 この法人の事業計画及び活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経て総会において決定する。

2 前項の規定は、この法人の事業計画及び活動予算を変更する場合において、これを準用する。

(暫定予算)

第36条 前条の規定にかかわらず、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告書及び決算)

第37条 理事長は、毎事業年度終了後3か月以内に、事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 専門部会

(専門部会)

第39条 この法人に、差止請求関係業務その他一定の行動等の要否並びにその内容を検討するための専門部会を設置する。

2 専門部会は、前項の検討の結果、差止請求関係業務その他一定の行動等が必要と判断した場合において、その結果と意見を理事会に報告する。

3 専門部会の委員の資格、選任方法、任期、会議の方法などについては、理事会において別にこれを定める。

4 専門部会の委員の選任においては、差止請求関係業務を適正に遂行することができる消費者契約法第13条第3項第5号イ及びロに掲げる者を含まなければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る活動の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）

(5) 社員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）

- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第41条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の規定にもとづき解散する場合は、正会員総数の3分の2以上の議決を得なければならない。
- 3 第1項第2号の規定にもとづき解散する場合は、所轄庁の認定を受けなければならない。

（残余財産の処分）

第42条 この法人の解散のときに有する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数をもって決した他の特定非営利活動法人又は公益社団法人若しくは公益財団法人に寄付するものとする。

（消費者契約法第28条第5項により積立てられた積立金に残余がある場合の処分）

第43条 この法人が差止請求業務を廃止する場合、差止請求業務に関する適格団体の認定を取消された場合、または失効する場合に、消費者契約法第28条第5項により積立てられた積立金に残余がある場合、その残余に相当する金額を消費者契約法第35条の規定により差止請求権を承継した適格消費者団体がある場合はその団体に、差止請求権を承継した団体がない場合は他の適格消費者団体に、当該適格消費者団体がない場合は消費者契約法第13条第3項第2号に掲げられている要件に適合する団体であって内閣総理大臣が指定するもの又は国に帰属させるものとする。

2 前項の帰属先は、総会において出席した正会員の過半数をもって決定する。

（合併）

第44条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告

(公告)

第45条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、特定非営利活動促進法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 事務局

(事務局の設置等)

第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、必要により事務局長その他の職員を置くことができる。
- 3 職員は、理事長が任免する。
- 4 理事は、職員を兼ねることができる。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

(備え付け書類)

第47条 主たる事務所には、定款、その認証及び登記に関する書類の写し、並びに法第28条において備え置きが定められた書類を常に備え置かなければならない。

(閲覧)

第48条 会員及び利害関係人から前条の備え付け書類の閲覧請求があったときは、これを拒む正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

第11章 雑則

(委任)

第49条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第12条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。
 - (1) 理事長 青山 定聖
 - (2) 副理事長 松岡 俊秀
 - (3) 理事 田中 三恵子
 - (4) 理事 松倉 由美子
 - (5) 理事 徳永 理映
 - (6) 理事 川口 恵子
 - (7) 理事 吉田 洋一
 - (8) 理事 下山 和也
 - (9) 理事 原 彰宏
 - (10) 理事 宮崎 耕平
 - (11) 理事 河添 文彦
 - (12) 理事 村上 純也
 - (13) 理事 黒江 正志
 - (14) 監事 中山 貴博
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成23年6月30日までとする。
- 4 この法人の当初の事業計画及び収支予算は、第28条第2項第1号、第35条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の当初の事業年度は、第38条の規定にかかわらず、成立の日から平成23年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員	個人正会員	年会費	1口	2,000円(1口以上)
	団体正会員	年会費	1口	5,000円(1口以上)
賛助会員	個人賛助会員	年会費	1口	1,000円(1口以上)
	団体賛助会員	年会費	1口	3,000円(1口以上)
- 7 この法人の設立当初の主たる事務所は、熊本市桜町2番17号 第2甲斐田ビル5階に置く。